

令和5年度兵庫県認証食品消費喚起対策事業（認証食品を使った料理教室事業）委託に係る質問回答書

番号	仕様書 該当番号	質問内容	回答内容
1	4(2)①キ及び 4(2)②キ	スタジオ（教室）とオンラインの料理教室共に「本業務で使用する食材は、受託者が準備する」と記載されていますが、「準備」というのは、認証食品の費用（商品＋送料）は、受託者が全て負担するという解釈でしょうか。また、参加者分だけでなく、メニューの試作・写真撮影、オンライン講座開催にあたってのリハーサル、本番でも認証食品を使用します。それらの費用負担はどのように考えればよいでしょうか。	「本業務で使用する食材」には認証食品の費用も含まれており、受託者において負担いただきます。また、本業務を実施するにあたり、参加者分以外に認証食品の調達が必要な場合も同様に費用については受託者の負担でございます。